

平成18年10月27日

当社社員の負傷について

平成18年10月26日午前10時45分頃、点検停止中の4号機の屋外において、当社社員が左足すねを負傷したため、業務車にて病院へ搬送いたしました。当該社員は、当日、縫合処置を受け帰宅しております。

確認の結果、当該社員は4号機の残留熱除去系*の定例試験において、当該系統の海水ポンプ起動状態を中央操作室へ連絡するために移動していたところ、点検口の蓋を踏んだ際に蓋がずれたため、点検口の縁に左足すねをぶつけ、負傷（約5cmの裂傷）したことがわかりました。また、蓋には、ずれ防止がついていませんでした。

対策として、当該蓋にずれ防止を取り付けるとともに類似の蓋についても同様の対策を実施いたします。また、本事例を関係者に周知し、注意喚起いたします。

なお、当該社員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

* 残留熱除去系

原子炉を停止した後の冷却（燃料の崩壊熱の除去）や非常時に原子炉水位を維持する系統。